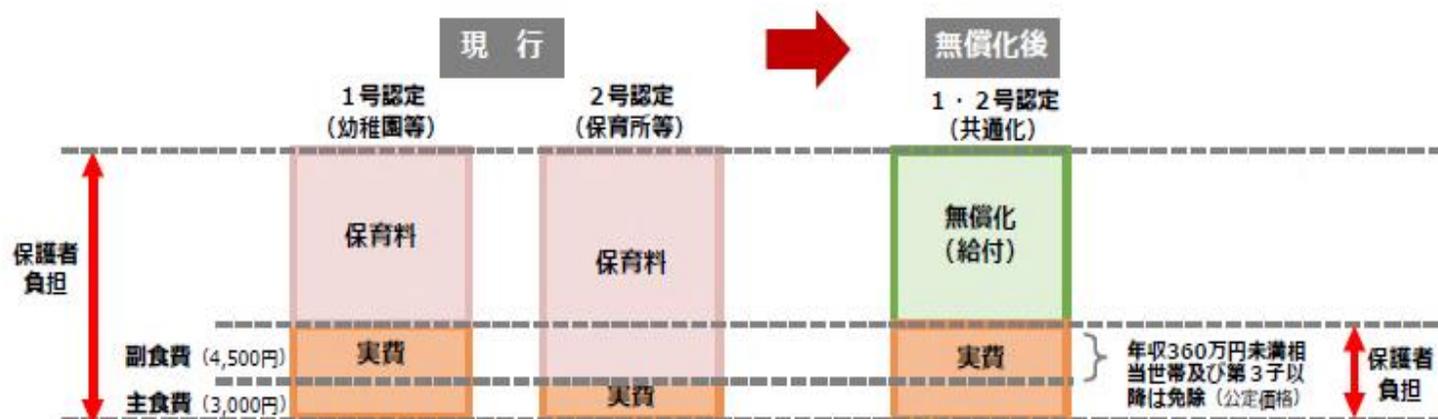


幼児教育・保育の無償化について

幼稚園，保育所，認定こども園等を利用する子ども

- 3歳から5歳までの全ての子どもの幼稚園，保育所，認定こども園，地域型保育（小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育），企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
- 0歳から2歳までの子どもの利用料については，住民税非課税世帯を対象として無償化

- ※ 新制度の対象とならない幼稚園の利用料については，月額25,700円を上限として無償化。
- ※ 保護者から実費徴収している費用（通園送迎費，行事費，食材料費等）は，無償化の対象外。
- ※ 食材料費は施設による実費徴収。免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。
- ※ 未移行幼稚園利用者の食材費（副食費）に対する助成制度（補足給付事業）の実施。



幼稚園の預かり保育を利用する子ども

- 幼稚園の預かり保育を利用する子どもについては、保育の必要性があると認定を受けた場合は、幼稚園の保育料の無償化（上限月額25,700円）に加え、最大月額11,300円までの範囲で利用料を無償化

認可外保育施設等を利用する子ども

- 保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子どもを対象として、月額37,000円までの利用料を無償化
- 0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯の子どもを対象として、月額42,000円までの利用料を無償化
- ※ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等のこと
- ※ 都道府県に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリーサポートセンター事業が対象

障害児通園施設を利用する子ども

- 就学前の障害児の発達支援（障害児通園施設等）を利用する3歳から5歳の子どもについて、利用料を無償化
幼稚園、保育所、認定こども園等の施設と併用する場合は、両方とも無償化の対象
- ※ 0歳から2歳までの子どもについては、従来どおり住民税非課税世帯の利用料は無償

財源

(1) 負担割合：国1/2，県1/4，市1/4 ただし，公立施設（幼稚園，保育所，認定こども園）は市町村 10/10

区分		負担割合			予算科目
		国	都道府県	市町村	
<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	子どものための教育・保育給付交付金
	公立	—	—	10/10	—
<未移行> 私立幼稚園		①1/2 ②1/3	①1/4 ②1/3	①1/4 ②1/3	①子育てのための施設等利用給付交付金 ②子ども・子育て支援交付金（補足給付）
認可外保育施設		1/2	1/4	1/4	子育てのための施設等利用給付交付金
一時預かり事業，ファミリー・サポート・センター事業， 病児保育事業		1/2	1/4	1/4	子育てのための施設等利用給付交付金
預かり保育等		1/2	1/4	1/4	子育てのための施設等利用給付交付金

(2) 財政措置等

- ・令和元年度に限り，新たな地方負担部分については「子ども・子育て支援臨時交付金」により全額国費で負担
- ・就学前障害児発達支援については，交付税措置予定
- ・令和元年度，令和2年度に係る事務費を全額国費で負担
- ・システム改修費について国費負担（基準額あり）

幼児教育・保育の無償化における給付概要

○子どものための教育・保育給付【国 1/2 県 1/4 市 1/4】

教育・保育給付認定子どもが認定こども園，幼稚園，保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付

・施設型給付費 … 幼稚園，保育所，認定こども園

※ 公立幼稚園・保育園・認定こども園は 10/10

・地域型保育給付費 … 家庭的保育，小規模保育，居宅訪問型保育，事業所内保育

○子育てのための施設等利用給付【国 1/2 県 1/4 市 1/4】

幼稚園（未移行），特別支援学校，預かり保育，認可外保育施設等を利用した場合の利用料の給付

・施設等利用費 … 認定こども園，幼稚園，認可外保育施設，預かり保育事業，一時預かり事業，病児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業

○子ども・子育て支援交付金【国 1/3 県 1/3 市 1/3】

実費徴収に係る補足給付を行う事業（未移行の幼稚園における低所得者世帯等の子どもの食材費（副食費）に対する助成）

実施時期

令和元年10月1日